

## 反社会的勢力の該当性に係る継続的調査について

大阪弁護士会 民暴委員会委員

共栄法律事務所 弁護士 山下 侑士

### 1 はじめに

反社会的勢力との取引を遮断する必要性については、このコラムにおいても他の弁護士から既に述べられているところですが、昨今の反社会的勢力との関係に関する報道を見ても、実際に生じる損害は甚大といえ、そのリスクは看過できないものと考えます。

このコラムでも既に「反社会的勢力との取引遮断のための事前予防」（平成30年4月）や「取引相手が反社会的勢力であることが判明した場合の対処」（平成31年2月）等について説明がありましたが、本コラムでは、主として取引開始後を念頭に、取引相手に対する反社会的勢力の該当性に係る継続的調査について説明を行います。

### 2 継続的調査の必要性

取引開始段階では、反社会的勢力の該当性の確認に意識が向けられていると思いますが、一旦、取引が開始されてしまいますと、何らかの事由で反社会的勢力であると疑うべき端緒が発覚するまでは、そのことになかなか意識が向きづらいのが実情ではないでしょうか。

しかし、先に触れた反社会的勢力と取引を行った場合のリスクを踏まえれば、取引開始段階における調査によっては反社会的勢力に該当することを疑わせる情報が得られなかった取引相手であったとしても、取引開始後も、その取引相手が反社会的勢力である疑いがないかを継続的に調査すべきと言えます。

また、意識的に継続的に調査する仕組みを設けることで、取引相手の反社会的勢力の該当性を疑うべき何らかの端緒に触れた場合に、自分から言い出しにくいといった状況や、対応の煩わしさ、あるいは一種の正常性バイアス（「ありえない」という先入観等が働き、物事を正常の範囲だと自動的に認識する心の働き）等による見過ごし・見逃しを防止することが期待できます。

### 3 継続的調査の手法

基本的には、取引開始段階における調査と同様の方法で、取引相手の反社会的勢力の該当性を引き続き調査することになると考えます。

但し、既に取引が開始されているため、そのやりとりを通じて得た取引相手の情報も活用すべきです。例えば、反社会的勢力の該当性を疑うべき端緒と言えるか否かは直ちには判別しづらい場合であっても、担当者が取引相手とやり取りをして気づいたことは適宜記録しておき、担当者が変更したとしても共有できる状態にしておくべきです。

また、取引相手との契約に契約期間が設けられている場合には、更新のタイミングが取引を遮断するのに有効な機会となり得ますので、更新の方法（自動更新の有無、異議を述べる時期等）を念頭に置いて、取引相手の情報を集中的に収集すべき段取り等を立てることが考えられます。

#### 4 効果的な継続的調査のために

取引相手の情報を効果的に収集するためには、取引相手と実際にやり取りを行う担当者に対し、継続的調査の必要性についての意識を持たせ、具体的に記録しておくべき点や留意点等について研修等を行う必要があると考えます。

また、収集した取引相手の情報を分析・判断する担当を明確に定め、上記の正常性バイアス等に囚われることなく、また取引開始時の責任追及の可能性に委縮することなく、出来るかぎり客観的に判断することのできる仕組みづくりとその実施に向けた教育が必要であると考えます。

これらのことは、組織内部における反社的勢力との取引遮断を実施するための体制づくりにも資するものと考えます。とくに昨今、行政においても内部統制制度の導入が言われており、その意味においては、あらゆる組織において、このような実施体制づくりは必要なものと考えられます。

以上

※本内容における意見に関する部分は、執筆者個人によるものです。

※禁転載